

別表十（五）付表の記載の仕方

この明細書は、法人が当期（令和4年4月1日以後に開始する事業年度（令和2年改正法附則第14条第1項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度を除きます。）に限ります。）において措置法第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合（その法

人の有する資産の譲渡の日の属する年における完全支配関係法人（同条に規定する完全支配関係法人をいいます。）の有する資産の譲渡がある場合において同条の規定の適用を受けるときに限ります。）に記載します。